

在日米軍に関する住民の安心・安全の確保について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、外務省、防衛省

米軍・経ヶ岬通信所に関して、住民の安心・安全の確保のため、以下の事項について総力を挙げて、取り組んでいただきたい。

- 京都府から防衛大臣へ平成 25 年 9 月 10 日に確認した「米軍 TPY-2 レーダー配備に係る確認・要請事項」に基づき、ミサイルに対する防護体制に万全を期すとともに、事件・事故の未然防止対策などを、確実に実施すること
 - ・交通事故に対する効果的な未然防止策の実施、米軍関係者への継続的な交通安全教育の徹底及び地域の交通安全の確保に必要な事故情報の速やかで適切な提供
 - ・発電機の稼働に当たっては、稼働時間を平日の日中に限ることなど、地域住民に与える影響を最小限とする騒音対策の徹底
 - ・通信所からの排水による周辺環境への影響への配慮、浄化槽の管理及び周辺海域の調査・確認などの適切な実施
 - ・米軍・消防・病院などの関係者による訓練・研修の充実などによる、ドクターヘリ運航時のレーダー停波要請時における迅速かつ確実な停波の実施
 - ・道路の安全確保のための道路整備予算の十分な確保
 - ・日米共同訓練の実施に当たっては、確実な地元への事前の情報提供とともに、訓練中における安全管理対策の徹底及び地域住民の生活に影響を与えないための十分な配慮
- 低空飛行訓練等における米軍のオスプレイの運用に当たっては、府民に不安を与えることがないように市街地上空の飛行を避けるなど安全対策に万全を期すとともに、事前に関係自治体へ飛行ルートを情報提供すること
- 環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることなど、全国知事会の提言を踏まえ、日米地位協定を抜本的に見直すこと

京 都 府 の担当課	総務部 総務調整課(075-414-4033)
---------------	-------------------------

【国の事業等】

■交通事故に関する情報提供

- ▶ 令和 2 年 12 月の安全・安心対策連絡会において確認された「交通事故に関する情報提供の考え方」に基づき、速やかに情報提供が行われなかった事案が令和 4 年 11 月に発生。令和 5 年 1 月に防衛省による検証結果（要因：米軍に対して詳細な事実確認を迅速に行わなかった受け身の対応）・再発防止に向けた取組（交通安全対策推進チームの設置など）が示された。

■交通事故の未然防止・再発防止

- ▶ これまで 122 件（令和 7 年 6 月末時点）の交通事故（米側被害含む）が発生（酒気帯び運転に伴う物損事故含む）。米軍関係者に対する交通安全講習会の開催。

■発電機の稼働

- ▶ 平成 30 年 9 月に抜本的な対策として商用電力が導入。令和 4 年 5 月に静音性の高い発電機に更新。発電機のメンテナンスや停電の発生などのやむを得ない事情が生じた場合、夜間・土日に発電機が稼働。

■通信所からの排水による周辺環境への影響

- ▶ 通信所からの排水開始後、水質調査をこれまで 5 回実施

■ドクターヘリ運航時のレーダー停波

- ▶ 平成 30 年 5 月にレーダー停波が円滑になされず、患者の搬送が遅延した事例の発生を受け、再発防止策として、マニュアルの見直しや訓練・研修の充実及び抜本的な対策として飛行制限区域外にヘリポートを整備（令和 2 年 3 月完成）

■道路整備予算の確保

- ▶ 民生安定施設整備等事業（事業費：令和 6 年度約 15 億円、令和 7 年度約 21 億円）

■日米共同訓練に関する地元への事前の情報提供

- ▶ 令和 7 年 7 月に地元への事前の情報提供なく、通信所で陸上自衛隊と米軍が共同訓練を実施。8 月に防衛省による検証結果（要因：中部方面総監部から近畿中部防衛局への情報共有がなされなかった）・再発防止に向けた取組（業務実施要領の具体化など）が示された。

■米軍オスプレイの運用

- ▶ 令和元年 12 月 5 日に京都市の市街地近傍をオスプレイと見られる機体が飛行したのではないかとの新聞報道を受け、訓練中の運用に当たり、安全対策に万全を期すとともに、飛行ルートの情報提供を求めるよう、知事名で文書申入れ

■日米地位協定に関する提言（全国知事会「米軍基地負担に関する提言」）

- ▶ 日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること（令和 2 年 11 月）